

台風第19号被災県の支援について

令和元年10月16日
京都府危機管理部防災消防企画課
電話：075-414-4466

令和元年台風第19号の被災自治体の支援に当たるため、京都府に対して総務省から総括支援チームの派遣要請があり、下記のとおり職員を派遣するとともに、京都府災害支援対策本部を設置し、連絡・調整を行うこととしておりますのでお知らせします。

1 令和元年台風第19号京都府災害支援対策本部設置

- (1) 設置日等 令和元年10月17日(木)
- (2) 本部会議 総括支援チーム及び関西広域連合先遣隊の情報を踏まえ、後日開催を予定
- (3) 事務局 危機管理部災害対策課

2 総括支援チームの派遣

- (1) 派遣先 福島県伊達市災害対策本部等
- (2) 派遣日時 令和元年10月17日(木)
- (3) 派遣者 危機管理部災害対策課 地域防災担当課長 船越 理志(災害マネジメント総括支援員)
災害対策課 主事 井上 翔馬
災害対策課 主事 小谷 優登

- (4) 役割 災害マネジメント総括支援チーム
被災市区町村長の指揮の下、被災市区町村が行う災害対応を支援
 - ・被災市区町村長への助言
 - ・幹部職員との調整
 - ・被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握
 - ・全国知事会、被災都道府県等、関係機関及び総務省との連携等

※派遣激励式を10月17日(木)午前11:00より、京都府庁1号館3階会議室にて行います。

3 その他

10/15 から関西広域連合先遣隊として京都府より職員2名を福島県災害対策本部へ派遣中

令和元年台風19号の被災者に対する府営住宅の一時使用について

令和元年10月17日
京都府災害支援対策本部
(住宅課 075-414-5355)

令和元年台風19号により、住宅が被災した被災者の一時入居先として、府営住宅を提供することとし、10月18日(金)から受付を開始しますので、お知らせします。

1 措置

- ① 戸数 府営小栗栖西団地(京都市伏見区小栗栖中山田町ほか)等20戸
- ② 使用料 使用料・敷金ともに免除(共益費等の負担あり)
- ③ 期間 令和2年3月31日まで。ただし、住宅再建の状況等でやむを得ない事情がある場合は、令和2年9月30日まで延長可能。

2 対象者

令和元年台風19号により住宅が被災し、居住が困難となった方

※災害救助法の適用市町村在住の方に限ります。

※り災証明書で半壊判定以上。ただし、これに準じる被害として府が認めた場合も含みます。

3 申込方法

- ① 電話によりそれぞれの状況をお伺いします。
- ② 来庁、郵送、メール、FAXによる申請書の提出にて受け付けます。
※申請書の様式は京都府ホームページからダウンロードいただけます。
- ③ り災証明書の提出(申請時にり災証明書が提出できない場合はご相談ください。)

4 申込開始

令和元年10月18日(金)から

(受付時間は平日の8時30分から17時15分まで)

5 周知方法

京都府ホームページにて公表

URL <http://www.pref.kyoto.jp/jutaku/news/press/2019/10/2019typhoon19.html>

<お問い合わせ先>

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町

京都府建設交通部住宅課 管理・調整担当

電話 075-414-5366

FAX 075-414-5359

メール jutaku@pref.kyoto.lg.jp

※電話によるお問い合わせは、平日の8時30分から17時15分まで



令和元年台風第19号被害に対する京都府職員の派遣について

令和元年10月21日

京都府災害支援対策本部

職員総務課長 075-414-4130
健康福祉総務課長 075-414-4545

台風第19号被害に対する支援を行うため、京都府に対して、福島県から厚生労働省を通じて保健師等の派遣要請があり、10月23日（水）から、下記のとおり、府職員を派遣しますので、お知らせします。

記

1 派遣先

福島県いわき市

2 派遣人数

5名（保健師3名、事務職員2名）

3 派遣期間

10月23日（水）～未定（今回の第1班は、10月28日まで6日間の予定）

4 業務内容

- ・被災者の健康、こころの相談に関する助言・指導
- ・避難所の衛生対策等運営面でのサポート



令和元年台風第19号災害義援金の募集について

令和元年10月23日
京都府健康福祉部
地域福祉推進課
(075-414-4566)

令和元年台風第19号により、多数の被害が報じられております。

つきましては、被災者の支援に役立てるため、京都府において、広く府民の皆様からの義援金を募り、被災地への支援を行うこととしましたのでお知らせいたします。

1 名 称

令和元年台風第19号災害義援金

2 募集期間

令和元年10月23日（水）から令和2年3月31日（火）まで

3 義援金持参の場合の受付窓口

京都府庁（本庁及び地域機関） 計25箇所

(1)本 庁：府民総合案内・相談センター（1号館1階）

地域福祉推進課（1号館4階）

(2)地域機関：各広域振興局〈(地域)総務室〉、各保健所

各府税事務所及び自動車税管理事務所、府立図書館

※集まった義援金については、日本赤十字社を通じて寄附を行う予定。

※地域機関については、各窓口において準備が整い次第、順次実施。

(参考) 義援金送金の場合の送金先

(1) ゆうちょ銀行口座

口座記号番号 00190-8-515005

口座加入者名 日赤令和元年台風第19号災害義援金

※ゆうちょ銀行窓口での振替手数料は無料。

(2) その他銀行口座

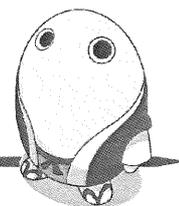
①三井住友銀行 すずらん支店 普通預金 2787555

②三菱UFJ銀行 やまびこ支店 普通預金 2105553

③みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金 0620464

※いずれも口座名義は「日本赤十字社」。なお、日本赤十字社においては、10月16日（水）から受付が開始されています。

※振込手数料がかかる場合があります。



台風第19号に係る福島県内の被害を対象とした京都府からのボランティア活動の支援について

令和元年10月24日
企画参事（中部担当・府民協働担当）
（内線：4220）
健康福祉部地域福祉推進課
（内線：4566）

台風19号に係る福島県の被災地で活動するボランティアを支援するため、京都府では、下記のとおり取組を実施します。

記

支援内容

（1）災害ボランティアバスの運行

京都府災害ボランティアセンターによるボランティアバスを運行します。
ただし、現地の受入状況により運航日が変更又は中止することがあります。

（予定）

- ・日 時 令和元年11月1日（金）～4日（月）1泊4日（車中泊2泊）
- ・行き先 福島県内市町村災害ボランティアセンター
- ・募 集 令和元年10月28日に募集開始予定

（2）地域交響プロジェクト交付金（被災地支援プログラム）

2／3以内（上限20万円）

<対象事業例>

- ・被災家屋の片付け
- ・被災地での支援物資の仕分け及び配送
- ・避難者への心理ケアの実施 など

<対象経費例>

- ・ブラシ・スコップ等の資材や軍手・長靴等の消耗品代
- ・ボランティアの募集チラシ、ボランティア保険料
- ・専門家への謝礼や被災地への交通費（宿泊費は除く）
- ・支援物資の送料 など

<募集期間>

令和元年10月下旬～12月2日（月）